

新潟地方裁判所委員会（第9回）議事概要

- 1 日時 平成18年11月2日（木）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 12人の委員が出席（岡田ヨシミ委員欠席）

学識経験者委員 高橋ひろ子委員，木村哲郎委員，小野塚崇委員，村山伸子委員，
本間一也委員，佐々木稔委員

弁護士委員 古川兵衛委員，二岸直子委員

検察官委員 田邊哲夫委員

裁判官委員 加藤新太郎委員長，大谷吉史委員，大工強委員

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 委員会の冒頭に新委員の田邊委員（平成18年8月2日付け選任）の自己紹介が行われた。

イ 双方向による意見交換のコンセプトに基づき，まず，本間委員提出の「法廷通訳制度の現状と問題点」について，同委員から提案趣旨の説明が行われ，外国人事件の動向，当庁管内における通訳人の状況，法廷通訳人の選任手続，新たな通訳人確保のための取組，通訳人候補者に対する研修，要通訳事件処理上の問題点等について，裁判所から説明を行い，それを前提に意見交換が行われた。

ウ 次に，二岸委員提出の「新潟地裁の事件数の推移について，人的，物的態勢に問題はないか。」について，同委員から提案趣旨の説明が行われ，当庁の事件動向及びそれに対する人的・物的態勢の整備について，大工委員及び五十嵐民事首席書記官（民事関係）並びに横溝刑事首席書記官（刑事関係）から説明をした上で，意見交換を行った。

エ 意見交換終了後，前回の委員会に諮問された外部団体からの照会（「活発な裁判所委員会」調査）への回答に関し，加藤委員長から当庁の対応結果（委員会の答申のとおり，「回答しない。回答しないとの回答もしない。」）が報告され，参考に他の裁判所の対応が紹介された。

(2) 意見交換の概要

ア 法廷通訳制度の現状と問題点

- ・ 市の相談窓口外国人が来ることがまれにあるが，その際にも，国際課の職員が通訳を行い，相談を行える態勢になっている。
- ・ 通常の通訳であれば，意識したり，本当に言いたいことを伝えてあげたりすることが許されるし，むしろそれが望ましいと言えるが，法廷通訳の場合は，それは許されない。例えば，法廷通訳の場合は，被告人がうやむやに答える，あるいは

は、答えないこと自体に意味があり、それによって裁判官が心証を形成することもある。現実にもそういうことは間々あることではあるが、質問に答えない被告人に対して、真面目な通訳人ほど「はっきり答えなさい。」という通訳をする人がある。また、裁判官の「あなたは彼と会ったことがありますか。」という質問を、通訳人がそのまま訳さずに、「いつ、どこで」という点を付加して通訳し、特定を求めることもよく見られる。

- 通訳全般に関することであるが、例えば、「宇宙塵」を「宇宙人」と勘違いして通訳する、つまり同音異義語を間違えて通訳してしまう例もある。さらに、例えば「二人の議論は平行線をたどった」という場合、「平行線」は日本語では意見が一致しないことをいうが、外国語では意見が同じだということを意味することもある。逆に、裁判官、検察官、弁護人のその外国の風俗、習慣に関する知識、理解が足りなくて、通訳は正しいのに、それを正しく理解できないということもある。
- 法廷通訳には、現場で通訳することの難しさがあることから、証言以外でも論告、弁論等についてあらかじめ書面で用意してもらい、それを通訳人に事前に渡し、また、判決についても、通訳人用の要旨を用意し、事前に渡して通訳人に準備していただくようにし、通訳の正確性を担保している。
- 要通訳人事件では、通訳人の確保が事件の進行のポイントになるので、通訳人の都合を優先して、なるべく集中して期日を入れるようにしている。ただ、それにもジレンマがあって、あまりに集中して審理すると、通訳人の疲労が大きくなるという問題もある。
- 外国人事件を傍聴したときに、被告人が明らかに沢山の発言をしているのに、通訳になると二言三言で終わってしまうということを見たことがある。また、弁護士から聞いた話であるが、被告人と同国人の通訳人が、「こんな酷いことをやったのだから、直ちに罪を認めて、刑に服しなさい。」と言って、自白を強要するという例があったようである。ただ、そう通訳されていることは、誰にも分からない。法廷通訳にはそういう困難性がある。
- 通訳人と被告人が法廷で喧嘩になったことがあった。通訳そっちのけで、同国人の被告人を叱責していたようであった。そういうこともあってなかなかやりにくい。
- ある外国人の事件で、被告人にまったく罪の意識がない例があった。自分の国では、捕まったときに盗んだ物を返せば、無罪だと言って。
- 弁護士から聞いた話であるが、ほとんど現行犯逮捕に近い状況なのに、頑強に否認する外国人の被告人がいたようで、その理由をよく聞いてみると、自分の国では認めてしまうと厳罰になる、おそらく日本も同じだろうということでそうい

う対応をしたらしい。

- 弁護人の立場から言うと、捜査段階から公判を通じ、同じ通訳人であることは問題あると思う。
- 新潟地裁では、特殊な言語の場合を除いて、できるだけ捜査段階とは違う通訳人を選任している。
- 裁判所で行う通訳人の研修については、最高裁、高裁で行うもの、下級裁で行うものがあるが、下級裁で行う研修についても、標準的なスタイルが決められている。最初のフォローアップセミナーでは、新しい通訳人に先輩の通訳人が付いて、実際に行った通訳について、検証、講評をするということも行っている。また、個々の事件の通訳で問題があったような場合には、裁判官が丁寧に説明をし、指導を行っている。
- 通訳人の謝金は、1事件おおよそ6, 7万円から10万円くらいである（新潟地裁の平成17年度の実績では、1年間で約560万円の通訳謝金を支出している。）。通訳受任のない通訳人もおり、プロの通訳人として生活できるだけの保証がないことでボランティア的な人に頼ることが多くなり、優秀な通訳人を確保しにくい状況となっている。また、そうしたこともあって、優秀な通訳人ほど他に職を持つことが多く、その通訳人が必要なときに仕事の都合でなかなかその通訳人を選任できないという事態となっている。
- 少子高齢化の伸展とともに、外国人が雇用される機会も増加することから、今後、外国人事件もますます増加するのではないか。犯罪を防ぐことももちろん重要であるが、犯罪が発生したときの対応も大切だと思う。その観点から、きちんとした通訳人を確保する必要性は大きいと思う。
- 県でも外国語のできる人材を採用したり、職員を中国やロシアに留学させたりして、外国語に堪能な人材を確保しようとしているが、なかなか通訳までのレベルに至らない。通訳が必要なときはやはり外国人に頼っているのが現状である。
- 行政上の必要から中国語の通訳をする人を募集し、面接をしたことがあるが、日本人は日本語に訳すのは上手であるが、中国語に訳すのは、うまくない。また、中国人の日本語への通訳は、語順の違いもあってうまくなかった。これに対して、蒙古、朝鮮系の中国人は、日本語と語順が同じだということもあって、日本語への通訳がうまい。
- また、我々は、通訳人の日本語の能力は我々は検証できるが、外国語そのものの能力は検証できない。それも問題である。
- 希少言語では、機動的に対応するために、通訳人のプール制を有効に活用すべきだと思う。
- 時間の節約の観点から、冒頭陳述、論告については、できる限り同時通訳をお

願いたい。

- ・ 同時通訳については、通訳人の技量、技術的な問題もあり、実際にはなかなか難しい面がある。
- ・ 新聞社の取材でも同時通訳はやっていない。だから時間がかかる。

イ 新潟地裁の事件数の推移について、人的、物的態勢に問題はないか。

① 民事事件の動向について

- ・ 民事事件の動向を見ると、経済状況を如実に反映していると思う。
- ・ 弁護士の立場から見ると、民事事件で弁護士の仕事が忙しくなるのは、景気が悪くなりかけたときである。景気が底を打つと弁護士の仕事もなくなる。
- ・ 弁護士の数も増加すると、弁護士もなかなか大変である。特に若手は就職難である。他で修習している司法修習生からの売り込みの例もあるくらいである。

② 刑事事件の動向について

- ・ 即決裁判制度が始まったが、新潟では覚せい剤の単純な使用、所持の事件が少ない。また、窃盗も対象にはなるが、現行犯逮捕されて、身柄が送致されてくるような事件も少ない。入管法関係事件くらいは考えられよう。
- ・ 最近の統計では、刑法犯の認知件数は全国47都道府県の中で36位であり、人口が14位であることを考えると、比較的治安はいい方であると言える。
- ・ 新潟では被疑事実を認めている事件がほとんどで、審理期間の短い事件が多い。否認事件は少ない。

③ 裁判所の人的態勢について

- ・ 行政官庁は定員削減が行われているが、司法ニーズに応えるべく、裁判所職員の定員は増加している。裁判官の定員も増えているが、そのうち判事は判事補10年を経て判事になるので、10年前に数は決まってしまう。したがって、判事の実員を増やそうとすると、弁護士任官を推進するほかはない。司法制度改革の議論の過程では、毎年30人程度の弁護士任官を考えようという話もあったが、実際は年間3人から5人という実態である。原因としては、任官するために担当事件を整理しなければならず、その間収入が減少すること、裁判官には全国異動があることなどがあろう。
- ・ 検察庁でも、一時に比して、それなりの数は検事に任官しているが、必ずしも任官してほしい人が手を挙げるとは限らないし、希望があっても家庭の事情等で任官できない人もいる。
- ・ 新聞社では、本当に記者になりたくて入って来る人は少なくなった。単にブランドとして選択するという感じの人が増えてきた。取材のための「夜討ち朝駆け」を嫌がり、政治部、社会部は嫌で、文化部がいいという人が増えてきた。

- (1) 2月22日(木)午後2時から
- (2) 次回意見交換テーマ
 - ア 法科大学院と法曹養成について
 - イ その他